第七節

漁国日本ニ於ケル臨海都市ノ発展ハ一ニ実ニ
港湾船舶ノ多数ニ存スル事ニ鑑ミ漁人、船員、漁業労
働者市出身者ニ対シ特別ノ生活ノ安定ト陸上
ニ於ケル交通機関ノ全機能使用ニヨル便利ノ為
港内交通機関ノ即時実施及公民ノ実現ヲ漁人

（別冊ニ送付ス）

第八節

一般ニ於ケル労働組織ノ傳達ハ一ニ系統的一般民ノ
保健ニアリ系統的一般民ノ良好ナル保健状態ハ主ル
所ニヨリテ且ツ生活素ニ関スル食糧ノ潤沢ニ
アル事ニ鑑ミ漁人ハ公衆ニ対シ此等ノ生産者
給料制度ヲ撤廃シ労働量ニ適応セル完全
ノ生産素ノ全有スル食糧ノ収穫ヲ支給セシメ、
制度ニ於テ実施ヲ要望シ一般人ノ食糧献立制
度ノ実施ノ期ス

（参照書ニ送付ス）

第九節

一般陸上労働者ニ対シテハ一定ノ時間及災害ニ補
償アル工場法ノ実施サレ居ルニ拘ラズ其労働状
態ノ更ニ危険ニシテ不安ナル海上労働者ニ対シ
テハ未ダ災害補償ノ規定ナク海難ニ依リテ又漁
船ノ滅失又ハ沈没ノ場合ハ漁ケル失業ニ補償ナキ
者ハ全漁業者ノ旧来以来ニヨリテ未ダ明確ニセラレザル現
状ニアル事ニ鑑ミ漁人ハ政府ニ対シ漁ヲ救済ノ災害及
失業補償ニ関スル法規ヲ又ハ本会以第ヲ即時実施